

権力と暴力——一つの覚え書き——

杉 田 敦

1

権力とは何であるかについて、これまで様々な議論が積み重ねられて来たが、その中でも次の二つの権力論が、とりわけ際立った対照を示していることは疑いを容れないであろう。すなわち、マックス・ウェーバーの影響のもとに主としてアメリカ政治科学において展開した系譜と、ハンナ・アレントによって示された権力概念とがそれぞれある。

「AはBに対して、さもなくばBがしなかつたであろうことをさせうる程度において、権力を持つ」という政治学者ロバート・ダールの定義に典型的に見られるように、⁽¹⁾前者においては、権力とは本来、ある行為をある主体

に、彼の「意図」に反してやらせることができる能力であるとされた。すなわち、権力とは、「いやなこと」を無理にさせるものであった。そして、このことは、アメリカ政治科学と対立する筈のマルクス主義的「権力」観においても、実は同様である。そこでは、個人に代わって「階級」という「主体」の間の関係が説かれたにすぎない。

これに対しアレントは、権力とは「他人と協力して行動する人間の能力に対応する」ものであって、それは、人がある「グループに所属し、そのグループが集団として存続する間にかぎり存在する」という考え方を示した。⁽²⁾したがって、彼女にとって権力とは、「いやなこと」をやらせるものではなく、むしろある行為を「自発的」に行なっている人々のためにある言葉である。かくして、二つの立場は、行為主体の「意図」と「権力」との関係をめぐつて、鋭く対立することになる。

そして、このことの当然の帰結として、権力と暴力(ないし強制力)との関係についての両者の理解も、全く対照的なものとならざるをえない。まず前者においては、権力と暴力(強制力)とは連続的なものと考えられる場合が多い。「意図」に反した行為をやらせる方法にも色々あり、その中には(言葉の通常の用法として)暴力とは程遠い手段もありうる(例えば「権威」)。しかしながら、「暴力」もまた、人をしてその「意図」に反する行為をさせるための手段の一つであることは間違いない。したがって、前者の系譜における「権力」には、最も「非暴力的」な「強制」から最も「暴力的」な「強制」にいたる一連のものが全て含まれるのが普通である。もちろん、定義の仕方によっては、あまりに「暴力的」な部分だけを「権力」から排除することも可能である(「ここまで来ると、ムキ出しの暴力であって、権力ではない」等々)が、そうした「線引き」がどこまで説得的たりうるかは疑問としなければならない。

かくして、前者の系譜においては、権力は暴力との密接な関連性を軸にして論じられるが、アレントの場合には事情は全く異なる。「暴力について」という著書の中で、彼女は次のように述べる。

現在使われている専門用語において「権力」(power)、「力」(strength)、「強制力」(force)、「權威」(authority)さらには「暴力」(violence)といった、明かに別々の基本用語の間に区別がつけられていないことは、現在の政治学の貧困を反映しているのではないかと思う。⁽³⁾

これらの諸用語の中でも、アレントはとりわけ「暴力」と「権力」との混同について論じている。たしかに、権力機構をその外的挑戦者(外敵)や内的挑戦者(犯罪者)から守る最後の手段が暴力であるように見える以上、「権力即暴力と考えたい誘惑」には抑えがたいものがあることをアレントも否定しない。⁽⁴⁾にもかかわらず彼女は、先にふれたように「権力」を「他人と協力して行動する」人間の能力に対応するものとする一方で、「暴力」はそれと全く異なる「道具的」な行為に伴うものであると言う。あるいは、「権力」が「目的それ自体」であるのに対して、「暴力」は何らかの目的のための「手段」であるとも言う。⁽⁵⁾

このような一見謎めいた定義が、人間の行為についての彼女特有の類型論を背景としたものであることは明かである。「人間の条件」⁽⁶⁾などの著作でアレントは、生物としての人間の身体の再生産のため「自然」にはたらしかけられる行為としての「労働」、人間を取り巻く人工物をつくり出す行為としての「仕事」、複数の人間が行なう自発的な共同行為としての「活動」の三つの類型を区別し、「活動」こそが人間にとって最も価値の高い行為類型であると

いう判断を示した。明白にギリシアの起源を持つこうした区分の導入によって、アレントが意図したのは、近代社会において「労働」が占めている王座の不当性を暴くことにあった。近代では人間はもっぱら「労働する動物（アニマル・ラボランス）」と見なされ、人間が持つ多様な可能性が見失われているが、人間は単に自らの生命を維持するために生まれて来たわけではなく、むしろ他の人間たちと共に何事かをなすために生まれ来たというのである。こうした類型論に照らすと、アレントの「権力」概念は彼女の「活動」の概念と密接な関係にあり、一方「暴力」はむしろ「労働」に近いと言えよう。かくしてアレントにおいては、「権力」と「暴力」との峻別は、彼女の基本的な思考枠組みを維持することと表裏一体であった。

これら二つの権力観は、それぞれに得失を持つ。前者では、A（「権力の主体」）の「意図」とB（「権力の客体」）の「意図」との間に齟齬が存在し、最終的にAの「意図」が勝利する場合に、「権力」が見出される。異なる「意図」間のいわば「垂直的」関係に注目するこのような考え方のもとでは、誰がAでありBであるかを確定することが最も重要な作業となろう。実際、「権力者」と「非権力者」、あるいは権力を「多く持つ者」と「少なく持つ者」といった形で、ある政治社会の人々を二つのカテゴリーに分けることは、五十年代以来のアメリカ政治科学の主題であり続けて来た。このことは、『誰が統治しているのか』という象徴的な表題の著書で、アメリカ社会における「権力」が「多元的」である（すなわち、Aは各分野に別々である）と説いたダールラだけにあてはまることではない。マルクス主義的な立場からダールラに反撃を加え、むしろアメリカでは「権力」は一部の「パワー・エリート」に握られていると主張したライト・ミルズらにしても、誰が「権力者」かを探すという問題意識においては全く同じで

あって、ただ事実認識において異なるにすぎない。

その後、アメリカ政治科学の内部からも、従来の「意図」のとらえ方はあまりにも単純だったのではないかという反省が生まれて来た。バクラックとバラツツによれば、ダールらは、(投票や集会などの)政治行動として表面化したものをBの「意図」と見なした点で、決定的な誤りを犯している。むしろ、「権力」というものの重要な作用は「意思決定の範囲を、比較的『安全』な争点だけに限定する」という点にこそあると彼らは主張した。ダールらの考え方では、誰も表立って文句を言わなければ、そこには「意図」の齟齬はなく、したがって権力も存在しないことになる。しかるに実際には、BはAと異なる「意図」を持つにもかかわらず、Aの「権力」によって、自らの「意図」の表現を阻まれているのかもしれないとバクラック・バラツツは論じたのである。ステイーブン・ルークスは、これをさらに推し進め、AがBの「意図」自体を操作する可能性までも考えなければならぬとした。⁽¹⁰⁾ Bが沈黙しており、しかも彼自身Aに逆らうような「意図」を何ら持たないとしても、それはBが自らの「真の利害」について知りえないようにAによって仕組まれているからかもしれない、と言うのである。

このようなルークスの考え方が、マルクス主義の系譜、とりわけフランクフルト学派によって展開された「虚偽意識」論に近いことは指摘するまでもない。⁽¹¹⁾ また、「行動」にあらわれていない「意識」の側面に注目する考え方が、「行動論」の系譜を継ぐアメリカ政治科学主流からどのような批判を受けたかも、想像に難くないであろう。ここで指摘したいのはむしろ、そのようなルークスでさえも、なおダールらとくわめて重要な共通項を持っているという事実である。すなわち、「意図」を持つ主体AとBの存在を前提とし、両者の「意図」の間に齟齬が生じた時のみ「権力」が作用しようと考える点では、両者は完全に一致している。たしかにルークスは、Bの「意識」を二

重構造と考える点で、ダールらの図式を修正した(そして、これ自体かなりの修正ではある)が、「権力」の行使がBの「意図」(ただし、この場合「真の意図」)に反しているという点と、Bを「権力」によって動かす明確な「意図」を持ったA(「権力者」)がいるという点には変更は加えられていない。

以上に見て来たような、異なる「意図」間の「垂直的」関係としての「権力」観の最大の特徴は、それが「権力」の「告発」を促進する点にあると言えよう。そこでは、「権力」とはどこにあるかわからないようなものではなく、特定の主体(A)の手の中にあるものとして、いわば「可視化」される。しかも、その「権力」の行使に責任があるのは、あくまでも彼ら「権力者」(A)であって、われわれ(B)ではない。したがって、「権力者」(国王、「資本金」等々)の首をはねさえすれば、それで「権力」への反抗は成就するのであって、あとは技術的問題だけである。

このような考え方を頭から否定することは到底できない。実際に、人類の歴史は、きわめて「垂直的」な要素の多い「権力」関係の例を無数に提供して来たし、現にわれわれ自身多くを見聞しつつあるように見える。そして、いかなる「専制権力」への反抗も誤りであったという立場をとる者以外は、その時々の人々が特定の誰かに「権力者」というレッテルを貼ったことを、安易なやり口として笑うことはできないであろう。権力に「取扱注意の赤札を貼る」(丸山真男)のが「政治学」の使命であるという考え方も、それは見合うものである。

しかしながら他方で、こうした「権力」観は、われわれ自身が「権力」を支えて来たという側面を、不当に視野の外に放り出しているようにも思われる。「垂直的」権力観に立つかぎり、人類が常に「権力」と共にあったこと、

ある「権力」が崩壊すればただちに次の「権力」が生じて来たことは、あくまでも「彼ら」のせいであって、「われわれ」のせいではないことになろう。しかし、そうしたいわば「陰謀説」は、「権力」というもののあり方を正しく伝えていようか。「権力」が生成・維持されるにあたっては、「われわれ」自身にも少なからず責任があるのではなからうか。さらに言えば、「権力」は常に、「いやなこと」だけを「われわれ」に押しつけて来るものであろうか。ある意味では、「われわれ」はむしろ進んで「権力」をつくり出し、その中に身を置くのではないだろうか。アレントは、まさにこうした側面に光を当てたのである。

アレントにおける「活動」の原像は、ギリシアのポリスにおいて相互に弁論を交わし合う自由人たちの姿にあるが、近代においても少数とは言えそれが実現した例はあると彼女は考えていた。その一例がアメリカの「建国の父」たちである。『革命について』で彼女は、フランス革命を失敗と決めつける一方で、アメリカ革命を称賛した。¹²フランス革命は、「貧困」からの「解放」といった「社会問題」を課題に据えたが、そのように生物としての人間の生存そのものを目的にすると、目的が絶対化され、そこから、革命のためにはテロをもいとわなという「暴力」主義が生じる。そして、それはロシア革命を初めとするその後の革命の多くをも規定して来たアレントは述べる。

これに対しアメリカにおいては、「社会問題」が基本的に存在しなかった（最低限の富は平等に行き渡っていた）ために、革命は何らかの別の目的のための手段とはならず、自由な体制の「創設」そのものを自己目的とするものになりえたとアレントは主張する。「建国の父」たちは「暴力」にうったえることなく、メイフラワー契約以来の伝統のもとに、全てを「契約」によって基礎づけようとした。そして、「権力が存在するのは、人々が」そのよう

に終始自発的な共同行為としての「活動のためにお互いに結び付く場合だけ」である。彼女の見るところ、「権力」はアメリカ革命の他には、パリ・コミューンや一九一七年のドイツにおけるレーテ、そして一九五六年のハンガリーなどに出現した（もし彼女が存命ならポーランドの「連帯」等をもその例に加えたことであろう）。

こうしたアレントの主張が、それぞれの歴史的出来事の評価として妥当などうかについては、ここでは問わないこととする。「権力」論という観点から見ると、彼女が残した貢献は、異なる「意図」の間の「垂直的」関係以外にも、「権力」の成立する余地があることを示した点にあると言えよう。複数の人間の間の平等な関係を前提として、同一の「意図」のもとに一つの秩序を形成する行為の中に、彼女は「権力」を見てとる。そのような、いわば「水平的」な「権力」観念が、共同体への積極的な参加こそ政治であるという、「共和主義」的な政治観を背景としていることは言うまでもない。これを「自由」の観念との関係で見れば、ダールラにおいて自由が権力「からの自由」という「消極的」観念たらざるをえないのに対し、アレントにおいては権力「への自由」という「積極的」観念が成立することになる。アメリカ政治科学の奔流の中で見失われがちであった、「権力」のこうしたあり方に目を開かせた点で、アレントの功績は大きい。

しかしながら、そのように「活動」の概念に引き寄せて「権力」を定義することに、彼女がどこまで成功しているかは、また別の問題である。とりわけ、「権力」と「暴力」との関係をめぐる、ある種の困難が顕在化する。「権力」が「暴力」によって支えられているというウエーバー的（同時にマルクスの）見方とは対照的に、アレントによれば、「権力」とは市民たちの「意見」によってのみ支えられるものであって、「暴力」によってそれを支えるこ

とはできない。

命令に人々が服従しなくなった場合には、暴力の手段は役に立たない。そしてこの服従の問題は、命令―服従の関係によって決まるのではなく、意見によって決まるのであり、それゆえ言うまでもなく、その意見に同調する人の数で決まるのである。すべては暴力の裏にある権力にかかっている⁽¹³⁾。

こう述べる時、アレントが想定しているのは、例えばハンガリー革命の場合に、ソヴィエト軍の侵攻に際してハンガリー軍の一部が民衆の側についた事態であった。それまでの共産党の「権力」が民衆の「意見」の変化によって崩壊すると、従来の「権力」のもとにあった軍隊も、新たな「権力」（その後間もなく消滅してしまった「権力」の中に入ったというわけである。

「権力」の裏に「暴力」があるのではなく、「暴力」の裏に「権力」があるのだという、ここでのアレントの主張は、きわめて重要な洞察を含んでいる。軍隊や警察等は、しばしば「暴力装置」と呼ばれ、あたかも機械でもあるかのように考えられるが、実際にはそれは人間の集団であり、そうである以上、内部に「自発的」契機がなければ成り立たないであろう。そのかぎりではアレントの指摘は正しい。しかしながら、問題は、そうした集団と外部との関係である。軍隊や警察と、それ以外の市民との関係は、常に「水平的」で平等な関係でありうるものだろうか。もしもそこに、「暴力」的ないし「道具的」な関係が介在しているとすれば、その政治社会の全体を、アレントの言う意味での「権力」が覆っているとは到底言えない筈である。彼女はまた、次のようにも述べる。

専ら暴力の手段のみに依存する政府は、いまだかつて存在したためしはない。拷問を統治の主たる手段とする全体主義的支配者でさえも、権力の基礎を必要とする。⁽¹⁴⁾

「いかなる統治も民衆の意見の上にある」というデヴィッド・ヒュームの命題を想起させるこのような主張自体は、政治理論の歴史の上ではむしろありふれた洞察を背景としている。しかし、ここで言う「権力の基礎」について、アレントが具体的に「秘密警察と密告者網」をその例に挙げる時、問題が生じる。ある「権力」が「秘密警察と密告者網」によって支えられている場合に、彼女はそれを人々の自発的な共同行為としての「活動」と呼ぶことができるであろうか。たしかに、事態は複雑であって、秘密警察に志願する人はそれなりに「自発的」なのである。自由な体制の「創設」そのものを自己目的とするようなものではなくありえないのみならず、外部に対しては、既存の体制の維持という特定の「目的」のために、人々の「自発性」を封殺するという「道具的」存在である点にある。そして、そうした集団こそ、アレントが口をきわめて罵ったフランスやロシアの革命において、最も活躍した存在であった。したがって、アレントがここで一種の概念的な困難に直面していることは確実である。様々な「権力」一般について語ろうとすると、「活動」と密着した彼女独特の「権力」概念からは大きく逸脱せざるを得ない。一方、「活動」のイメージを払拭してしまえば、彼女の「権力」概念はその切れ味を失ってしまうであろう。ユルゲン・ハーバーマスは、『哲学的・政治的プロフィール』で、アレントの「権力」概念に様々な角度から批判を加えたが、その中で彼は、アレントの「権力」概念が「全ての戦略的要素を『暴力』として政治から消し去る」

という点を問題にした。⁽¹⁵⁾アレントは、ある「権力」と別の「権力」との間に「暴力」(戦争)が生じることを認めたが、ある「権力」の内部に「暴力的」ないし「道具的」な関係が存在しうること認めなかった。しかし、現に諸々の「権力」の内部で「権力闘争」が不断に起こっていることを、われわれは否定できないとハーバーマスは述べるのである。もちろん、こうした批判に対しては、「それらの事例は、いずれも私の権力概念にはあてはまらない」という形の反論も可能ではあるが、そうなる、従来「権力」と関連づけて論じられて来た現象のあまりに多くの部分が、視野の外に放逐されてしまうことになる。

2

以上に見て来たように、二つの系譜は「権力」と「暴力」(強制力)との関係をめぐって鋭く対立しており、それぞれに得失を持つ。しかしながら、翻って考えてみると、実は両者は、一つの大きな共通点を持っていると見することもできるのではないだろうか。それは、いずれにおいても、個人の「意図」というものが、「権力」を定義する上で重要な役割を与えられている点である。

ダールルにおいては、Aの「意図」とBの「意図」(ないし「真の意図」)が対立する時にのみ、「権力」が成立しうる。このため、ダールの「権力」観のもとでは、「権力」の存在を言うためには、AとBの「意図」の齟齬を強調しなければならない。しかし、それに対しては、「権力」の中にいる人々は常にそれほど「意図」が違うのか

という疑問がつきまとう。一方、アレントによれば、AとB（およびC、D、E等々）の「意図」が一致した時のみ、「権力」は成立する。したがって、「権力」の存在を論証するためには、皆の「意図」の一致を強調しなければならぬが、これに対しては、「権力」の中でも人々の「意図」は色々違っており、対立もある筈だという疑問がつきまとう。言い換えれば、「意図」の齟齬や一致が、「権力」の存否にとって本質的な条件であるかどうかについて、われわれは懐疑的たらざるをえないのである。「権力」とはむしろ、各人のその時々々の「意図」を越えて存在するものではなからうか。

このような疑問こそ、われわれを「権力」論の新たな段階へと導くものであると思われるが、その際、一つの手がかりを与えてくれるのが、H・L・A・ハートの法理論である。『法の概念』においてハートは、J・オースティンに代表されるいわゆる「法命令説」、すなわち「法」とは強制力を背景とした命令であるという考え方に反駁を試みた⁽¹⁶⁾。その際に彼は、単なる慣習と「社会的ルール」を区別する条件の一つとして、ルールの「内的側面 (internal aspect)」というものを挙げている。

ある社会集団の間である慣習が一般的であるという場合には、その一般性は、その集団の大部分が行なう、観察可能な行動についての事実すぎない。そうした慣習が存在するためには、その集団の構成員の誰かが、そうした一般的な行動について何らかの考えを持つ必要もなければ、当該の行動が一般的であることを知っている必要もない。まして、そうした行動を維持するように教えたり意図したりする必要などさらさらない。各人が、他

の人々も事実上そうしているようなやり方で、自分自身行動していればそれで足りる。これに対し、社会的ルールが存在するためには、少なくとも一部の人々が、当該の行動を、その集団全体によって遵守されるべき一般的基準と見なしている必要がある。社会的ルールは、観察者が記録できる常態的・斉一的な行動としての外的側面 (external aspect) を社会的慣習と共有しているが、それに加えて「内的」側面をも持つのである。⁽¹⁷⁾

こう述べた上でハートは、「内的側面」について次のような説明を加える。例えばチェスをしている場合には、どのプレイヤーもクイーンの動かし方は同じである。チェスについて何も知らない観察者でも、そうした行動の規則性を（「慣習」として）記録することはできる。しかし、チェスのプレイヤーたちは、単に「慣習」として、そうした同様の行動をとっているわけではない。

それに加えて彼らは、そうした行動パターンについての反省的・批判的態度をも備えている。彼らは、そうした行動パターンを、ゲームをする人全てにとっての基準と見なしているのである。⁽¹⁸⁾

彼らは、他の人々に対して、また自分自身に対しても、そうした行動しかとれないことを銘記させるし、もしそれ以外の行動をとろうとすれば批判を加えるであろう、とハートは述べる。

重要なことは、こうした「内的側面」は、「感情 (feeling)」の問題ではない、という点である。たしかに、ルールに反したと批判されたりすれば、反発を感じる人々も多いであろう。「しかし、有効な (binding) ルールの存在

にとつて、そうした感情は必要でも十分でもない」とハートは指摘する。「人々があるルールを受け入れており、しかもそうした反発の感情を何ら持っていない」場合も大いにありうる。「このゲームの中にいるかぎり、こうした動けない」ということを、ゲームの参加者が規範的に受け入れてさえいれば、それで「内的側面」は存在していると言えるのであつて、参加者がそのルールに対してどのような「感情」を持つかは本質的な問題でないと云うのである。⁽¹⁹⁾

こうしたハートの考え方を「権力」論に導入して、「権力」を一種のゲームと考えることはできないであろうか。「権力ゲーム」のプレイヤーたちは、ある「ルール」の制約のもとで、次々に自らの行為の選択を迫られる。その場合、「ゲーム」はチェスのように一対一で交互に手番が回ってくるようなものであるとはかぎらず、サッカーのように複数のプレイヤーが同時にそれぞれの行為を行なつていてと考えても良い。ただ、「ルール」の制約と、他のプレイヤーの動き方次第によつて、あるプレイヤーがある時点において選ぼうる行為の選択肢は限定されている。したがつて、「こんな選択肢の中から選びたくない」、「こんな選択は私の『意図』に反する」という「感情」をプレイヤーが持つ場合も多いであろう(その場合、特定のプレイヤーの行為が自分の選択の幅を制限したと思ひ、そのプレイヤーが自分に「権力」を行使していると見る場合もあろう。あるいは、特定の誰かのせいというよりは、「ルール」それ自身が「構造的」権力を及ぼしていると思われる場合もありうる)。逆に、喜んで「自発的」に選択し、「他人と協力して」「活動」することを誇りに思う場合もあろう。しかしながら、あるプレイヤーがいかなる「感情」を持つかが「権力ゲーム」の存否自体とは関係がないことは、あるチェス・プレイヤーが「ここでクイーンをこういふふうにし動かせないのは残念だ」と思うかどうか、チェスというゲームの存否に影響を与えないのと同様

である。プレイヤーが、限定された選択肢を認識し、それ以外の行動をとろうとすることに批判的であるかぎり、すなわち「内的側面」を示しつつあるかぎり、「権力ゲーム」は存続すると考えられる。

もっとも、「権力」は「ゲーム」であるにしても、かなり特殊なそれであることは間違いない。「権力」はチエスのようなスポーツとも、また「法」のようなものとも、いくつかの点で重大な違いがあると言えよう。

第一に、「権力」にはメタ・ルールが存在しない。ハートは、彼の「法」概念が社会的ルール一般にまで拡張されることを避けるため、「法」とは二つの相異なる種類のルールの結合であると強調した。ある行為が許されるか許されないかを定めるルールを彼は「一次ルール」と呼び、そうした「一次ルール」は、「未開社会」を含め、人間の社会に広く見られるものであるとする。しかるに、ハートによれば、「一次ルール」だけでは色々と不便が伴い、そこから、「一次ルールに関するルール」としての「二次ルール」が生まれて来る。第一に、「一次ルール」しかない場合には、何がルールであつてルールでないかについて、しばしば疑問が生じ「不確定」であるので、これを是正するため、「承認のルール」(例えば、「適正手続」に関する規定)が必要になる。第二に、ルールが固定された「靜態的」なものであると、環境の変化に適応できないので、ルールの変え方に関する「変更のルール」が必要とされる。第三に、「一次ルール」しかないとき、ルール違反をしたかどうかについての論争が常に至るところで行なわれ、いつまでも決着がつかない。そうした「非能率性」を避けるため、ルール違反に関する決定手続のルール(「裁定のルール」)がつくられる、と言うのである。⁽²⁰⁾

現存するのは何らかの「必要」に迫られて発生して来た筈だ、という「機能主義的」説明の是非はともかくと

して、「法」が行為レヴェルとメタ・レヴェルの二つの相異なる範疇のルールから成り立っているというハートの指摘は説得的である。そうした「法」理解を前提とするかぎり、「権力」と「法」との相違は明かであると言えよう。「権力ゲーム」の中の人々は、「この場合にはこうするしかない」という形で行動の幅の制限を認めている以上、「一次ルール」に従っている。しかし、「承認のルール」がないため、自分の従っているルールの正当性をメタ・ルールによって確認する手だてではないし、「変更のルール」がないため、「権力ゲーム」のルールを、メタ・ルールに則りつつ変更するということはできない。さらに、「裁定のルール」もないため、ルール違反が生じたかどうかについて公式に決着をつけることはできない（一度決着したように見えても、いつでも問題を蒸し返すことは可能である）。かくして、「権力」とは「二次ルール」を伴わない「一次ルール」だけの集合体であると考えられる。「権力」においては「ルール」とは、現に事実として受け入れられている以上のものではない。このことは、手続の如何を問わず、われわれはいつでも、いかなる「ルール」をも作り出すことができるし、いかようにもそれを変えられることをも意味している（ただし、それは、われわれが皆そうした能力を持つということではなく、ただ、そうすることをおれわれに禁じているメタ・ルールが存在しないということにすぎない）。「専制君主」の恣意によるものであれ、「革命」によるものであれ、新しい「ルール」が創られ、受け入れられてしまえば、それがルールである。

第二に、「権力」においては、プレイヤーの「自律性」は必ずしも保障されない。「法」の場合でも、スポーツなどの場合でも、ある時点において、あるプレイヤーが、自分に可能な行為の選択肢（ルールによって許されている範囲）を全て意識しているという保障は、どこにもないし、ルールの枠内であれば、他のプレイヤーにある選択肢をとらせないような様々な形で妨害することも認められている。圧倒的に強いプレイヤーと弱いプレイヤーとが試

合をすれば、弱いプレイヤーは自分の「意図」した選択肢をとることはほとんどできないであろうが、それが「ゲーム」というものである。したがって、「権力」を定義するにあたってダールが注目したような事態だけでなく、バラックとバラッツが指摘したような事態もまた、他のゲームにおいても広く見られるものと言える。しかしながら、ルークスが指摘したような事態、すなわちある種の（と言うより、かなり多くの）「権力」において、あるプレイヤーが他のプレイヤーの「意図」そのものへの「操作」を行なっているという点は、他の「ゲーム」とは著しく異なると言わざるをえないであろう。そして、このことは、「権力」を「ゲーム」として記述すること自体への疑念を、あるいは惹き起こすかもしれない。と言うのも、そうした「操作」が完全に貫徹された状況を想定すると、そこではもはや、（少なくとも一部の）プレイヤーたちは、選択肢の中から「自由に」選んでいるとは見えない。それは、一つの自動過程にすぎず、われわれが持つ一般的な「ゲーム」の観念とはかけ離れたもののように思われるからである。

たしかに、プレイヤーの「意図」がどのように形成されているか、「自律的」か「他律的」ということは、それ自体としてはきわめて重要な問題である。しかしながら、いかなるプレイヤーも特定の文化の中に生まれ、何らかの「社会化」過程を経ている以上、完全に「自律的」であるということとはありえず、「自律的」・「他律的」と言っても多分に程度の問題である。したがって、われわれは、「自律性」がきわめて阻害されているような形態も含めて、「権力ゲーム」の範囲を広くとらえ、その上で、様々な「権力ゲーム」のあり方を比較検討し、どのような「ルール」がどのような「ゲーム」を生むかについて考えることもできるのではなからうか。むしろ、そうした「権力ゲーム」の分類学こそ、政治学がこれまで様々な試みて来たことであるし、今後共その課題であり続けるであろう。

う。

以上に見たような特殊性にもかかわらず、なお「権力」を「ゲーム」として考えることに意味があるとすれば、それは、「権力」とその担い手との関係をたくみに説明することができる点にある。スポーツなどでは「ルール」の中にゲームの終わり方が明示されているし、「法」の場合にも（たとえ時限立法でないにしても）改廃の仕方は「二次ルール」として内部に含まれている。これに対し、「権力」には「終わり方」に関する「ルール」が存在しない。このことの意義は両義的であり、一方において、これは「権力」の永続化を促す要因とも見える。いかなる「ゲーム」であつても、「ゲーム」を途中でやめようとすれば、他のプレイヤーの抵抗に遭う可能性がある。抵抗は、その「ゲーム」を現に大いに楽しんでいる（「利益」を得ている）プレイヤーだけから来るとはかぎらない。「ゲーム」の中で苦境にある（「搾取されている」）プレイヤーでも、継続して行けば、いずれは自分の立場が良くなるかもしれないと考へて抵抗するかもしれない。また、何事も途中で放棄することは良くない、という価値観の持ち主もある。まして、「権力ゲーム」においては、プレイヤーの運命そのものが「賭けられて」いる場合があるから、なおのこと事態は切実である。

しかし、他方において、「ゲーム」というものは、「プレイヤーがいなければ成り立たない」という点にこそ、その最大の特徴がある。「ゲーム」は抽象的にどこかに存在しているわけではなく、プレイヤーたちがある程度継続的に一定の行為を行なった時に初めて、しかもその間だけ出現するものである。プレイヤーたちは、「ゲーム」をしているかぎり「ルール」によって拘束されるが、一旦「ゲーム」から「降りて」しまえば、もはや「ルール」に

よって拘束されることはないのである。「権力」についても、まさに同じようなことが言えるのではなからうか。ある「権力ゲーム」の「ルール」のあり方や、他のプレイヤーのプレイの仕方に辟易したプレイヤーは、その「権力」に対して「外的」な視点を取り、そこから「降りて」しまうことができる。そして、もし圧倒的に多数のプレイヤーが「降りて」しまえば、もはや「権力」は成り立たなくなるのである（もつとも、先に見たような形で「他律化」が貫徹してしまえば、「権力」を終わらせる動機づけ自体が失われてしまう可能性があるが）。実際に、そうした例は、最近の東欧において、われわれが多く目撃したことであった。

このような「権力」観に付随して、「権力」と「暴力」との関係についても、新たな観点からとらえ直すことができるように思われる。圧倒的に多数のプレイヤーが同時に「降りて」しまえば、その時点で「権力」は消滅するとしても、もしそれより少数のプレイヤーしか「降り」なかった場合にはどうなるであろうか。その場合には、「権力」は残り、「権力」の中にいる人々と外にいる人々とが、文字どおり踵を接して対決することになる。ここでは、両者の間で行なわれる行為は、もはや「ルール」に則ったものではありえない。「権力」の中の人々は、彼らの「権力」を維持するため、事態をルールの観点から把握しようと努めるかもしれないが、「ゲーム」の外に出てしまった人々を、「ルール」によって拘束することはできない。単に事実上 (de facto) の力をそうした人々に及ぼして、彼らの身体に、あたかも「ルール」に従って動いているかのような動きをさせることができるだけである。このように際にはたらいっている、非ルールのな事実上の力こそ、「暴力」ないし「強制力」であると考えられる。

このような考えのもとでは、ある人がある時点において「権力」の中にいるのか、それとも「暴力」にさらされているのかを、「行動」のレベルで外から判断することはきわめて困難であろうが、そのことは必ずしも二つの

概念の区別を否定する根拠とはならない。もしも、「行動」レヴェルでの観察可能性に固執するとしたら、われわれは少なくともダールの権力論にまで立ち戻らなければならないであろう。

右に素描を試みたような権力観は、「権力」と「暴力」とを概念的に切断し、「権力への参加」の側面を強調する点ではアレントに近い。しかし、ここでは「権力」の概念はアレントの場合よりもはるかに広いものとなっており、彼女が「権力」の中から排除した(ハーバーマスの言葉で言えば)「戦略的要素」は全て許容されている。アレントなら「道具的」と呼ぶような関係であつても、それが「ルール」として受け入れられているかぎりは「権力」と見なされる。一方、ウエーバーないしマルクスの系譜におけるような、「権力」が一部の人間に独占されているという考えは否定され、「権力」はそれに参加する全ての人間によって共有されているものとされる。

「権力」概念をこうした方向で再構成するにあつては、ミシェル・フーコーの仕事を参照することがぜひ必要である。稿を閉じるにあたり、ごく簡単にフーコーとの関係について見ておきたい。⁽²⁾フーコーは、「権力」を「支配(domination)」の概念から切り離し、個々の「主体」の「意図」を超越したものと見なしたことで知られている。彼が綿密な歴史叙述を通して示そうとしたのは、「権力」とは、特定の「主体」が別の「主体」に対して一方的に及ぼしているようなものではないということであつた。全ての「主体」は、「支配者」も「被支配者」も、それぞれの時代に特有な、ある特定の物の考え方(「真理体制」)にとらわれており、その意味で共通の「権力」の中にある。そもそも、「主体」として現われなければならないことと自身が、西洋近代に特有な「臣下||主体化(assujettissement)」という「権力」の中にいるからこそである。

このように述べることでフーコーは、マルクス主義に代表される「解放」理論に痛烈な批判を浴びせた。「権力」がわれわれと無縁な「彼ら」の手の中にあるなら、「彼ら」を倒せばそれで済む。「主体」であることが人間にとつて絶対的に正しい存在形態であるなら、「主体性」を回復すればそれで良い。これに対し、「われわれ」自身が「権力」に関与しており、しかも「主体」であること自体が「権力」にかかわるとすれば、「権力」からの「解放」は容易ではないであろう。

フーコー自身は、このような「解放」理論批判が、政治的なアパシーにつながるとは考えていなかった。むしろ彼は、「抵抗」の契機はいかなる場面においても、つねに潜在しているものとする。

わたしは権力という実体に、抵抗というひとつの実体を面と向かわせるわけではありません。たんに、権力関係があるからには抵抗の可能性がある、といっているだけなのです。わたしたちは決して、権力によって畏にかけられているわけではありません。いつでも、一定の条件内で、明確な戦略にしたがって、権力の企図を変えられるのですから。⁽²²⁾

とフーコーは述べている。しかし、その際問題となりうるのは、一方においてフーコーが、「主体」自体「権力」の所産であるとあまりに徹底して強調してしまっていることである。もしも、「主体」概念に従来結び付けられて来た含意の全てが「権力」の所産であるとすれば、「われわれ」は到底「権力」の外に出られそうもない。「権力」の存否が最終的に「数」に依存するとしても、誰かが「最初の一步」を踏み出さないかぎり、何事も始まらない。

しかるに、そうした「最初の一步」自体が「主体性」のあらわれであるとすれば、一度「主体」となった者は、「権力」の中にとどまっても、また出ようとしても、「主体」であるということになってしまふからである。

これに対し、「プレイヤー」は「ゲーム」に拘束されるが、「プレイヤー」なしに「ゲーム」は成り立たないという「ゲーム論」的な視座をとることによって、われわれは、「主体」概念をめぐる様々な哲学的困難を迂回しつつ、なお「権力」を相対化する契機を見出すことができるように思われる。そうであるとすれば、本稿の視座は、フリー以後の権力論を構想するための、一つの手がかりとなりうるであろう。

- (1) Robert Dahl, "The Concept of Power", *Behavioral Science*, 2, 1957.
- (2) Hannah Arendt, *On Violence*, 1970, p. 44.
- (3) *ibid.*, p. 43.
- (4) *ibid.*, p. 47.
- (5) *ibid.*, p. 51.
- (6) Arendt, *Human Condition*, 1958.
- (7) Dahl, *Who Governs?*, 1961.
- (8) C. W. Mills, *The Power Elite*, 1956.
- (9) Peter Bachrach and Morton S. Baratz, *Power and Poverty*, 1970.
- (10) Steven Lukes, *Power: A Radical View*, 1974.

- (11) Cf. David C. Hoy, "Power, Repressions, Progress: Foucault, Lukes, and the Frankfurt School", in Hoy ed., *Foucault: A Critical Reader*, 1986.
- (12) Arendt, *On Revolution*, 1963.
- (13) *On Violence*, p. 49.
- (14) *ibid.*, p. 50.
- (15) Jürgen Habermas, *Philosophical-Political Profiles* (Trans. by F. G. Lawrence), 1983, p. 179.
- (16) H. L. A. Hart, *The Concept of Law*, 1961.
- (17) *ibid.*, p. 55.
- (18) *ibid.*
- (19) *ibid.*, p. 56.
- (20) *ibid.*, pp. 89–96.
- (21) フーコーに関する以下の所論は、拙稿「ミシェル・フーコーと政治理論」(『思想』一九八九年八月号)において、今少し詳しく展開されているので参照されたい。
- (22) Michel Foucault, "Non au sexe roi", *Le Nouvel Observateur*, 12 Mars, 1977 (桑田・福井・山本編『ミシェル・フーコー』所収「セックスと権力」)